

平成 27 年第 2 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

平成 27 年 10 月 5 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 27 年第 2 回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

平成 27 年 10 月 5 日（月曜日）午後 3 時 12 分開会

議事日程

平成 27 年 10 月 5 日（月曜日）午後 3 時 12 分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 3 号
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 3 号
-

出席議員 14 名

1 番	新 田 茜 君	8 番	小座野 定 信 君
2 番	大和田 寛 樹 君	9 番	田 谷 文 子 君
3 番	石 橋 保 卓 君	10 番	来 栖 丈 治 君
4 番	大 槻 勝 男 君	11 番	宮 嶋 謙 君
5 番	関 口 忠 男 君	12 番	谷 仲 和 雄 君
6 番	岡 野 孝 男 君	13 番	福 島 ヤヨヒ 君
7 番	高 野 要 君	14 番	市 村 文 男 君

欠席議員 2 名

15 番	篠 塚 昌 毅 君	16 番	荒 井 武 君
------	-----------	------	---------

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	会 計 管 理 者	下 河 邊 卓 美 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	事 務 局 長	笹 目 崇 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	次 長 兼 庶 務 課 長	鈴 木 仁 君
副 管 理 者	田 崎 徹 君	所 長	三 橋 信 一 君

職務のため出席した者

係 長	大 山 令 子 君	主 任	古 渡 正 好 君
-----	-----------	-----	-----------

平成 27 年 10 月 5 日（月曜日）

午後 3 時 12 分開会

○議長（岡野孝男君） ただいまの出席議員数は 14 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 27 年第 2 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

傍聴者におかれましては、静粛に傍聴されるようお願いをいたします。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

平成 27 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査は、7 月 22 日から 23 日の日程で、山形県東根市にごぞいます東根市外二市一町共立衛生処理組合「クリーンピア共立」を、議員 12 名、事務局 2 名の計 14 名で実施したことをご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会 計 管 理 者	下 河 邊 君
副 管 理 者	島 田 君	事 務 局 長	笹 目 君
副 管 理 者	坪 井 君	次 長 兼 庶 務 課 長	鈴 木 君
副 管 理 者	田 崎 君	所 長	三 橋 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事に入ります。

日程第 1 会期の決定

○議長（岡野孝男君） 日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 111 条の規定により、

13番 福 島 ヤヨヒ 君

14番 市 村 文 男 君

の両名を指名いたします。

日程第3 議案第3号

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第3、議案第3号・平成26年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第3号・平成26年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて、議会の認定をいただくべく、本日提案をいたしました次第でございます。

平成26年度一般会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額、714,615,801円・前年度比18,123,475円（2.60％）の増、歳出総額、658,278,188円・前年度比13,839,520円（2.15％）の増となりました。

これにより、平成26年度の実質収支は、56,337,613円の黒字となりました。

次に歳入歳出決算の款別の状況でございますが、まず歳入では、分担金及び負担金、646,112,000円・前年度比7,048,000円（1.10％）の増、使用料及び手数料、7,090,674円・前年度比459,074円（6.08％）の減、繰越金、52,053,658円・前年度比32,310,572円（163.66％）の増、諸収入、9,359,469円・前年度比20,776,023円（68.94％）の減となりました。

次に歳出では、議会費、1,289,524円・前年度比24,990円（1.90％）の減、総務費、25,044,998円・前年度比2,669,314円（9.63％）の減、衛生費、388,442,766円・前年度比16,533,824円（4.45％）の増、公債費、243,500,900円・前年度と同額でした。

決算の詳細につきましては、事項別明細書に記載してございますので、ご参照願います。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 次に、監査委員より監査審査の結果についての報告を求めます。

監査委員・関口君。

○監査委員（関口忠男君） 監査委員は私と小座野さんの2人なんです、私のほうから報告

をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました、平成26年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類につきまして、平成27年8月24日に審査をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

審査に当りましては、一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証拠書類等により収入支出の照合を行うとともにその計数の正確性、予算の執行など決算に関する審査基準に基づいて審査を行い、あわせて関係職員の説明を聴取しながら執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書並びに関係調書はいずれも関係法令の規定に準拠しており、その計数は正確であることを確認いたしました。

始めに、決算の概要について申し上げます。

本組合の平成26年度一般会計歳入決算額は714,615,801円で、前年度と比較いたしますと18,123,475円（2.60%）の増となっております。

歳出決算額は658,278,188円で、前年度と比較いたしますと13,839,520円（2.15%）の増となっております。

この結果、実質収支額は56,337,613円の黒字となりました。

最後に総括といたしまして、施設の処理運転は、平成17年度の新規稼働以来今日まで、適正かつ正確な体制が構築されており、構成4市からのし尿等は遅滞なく円滑に処理されていることを確認いたしております。

しかしながら、組合の事務事業費は、9割が構成市の負担金で賄われており、各市とも、厳しい財政環境のもと、今後、施設の稼働率及び使用率が減少していく反面、設備類は年々機械的摩耗が進行していくことから、今後は施設の機能低下速度を少しでも抑制し、廃棄物処理施設に求められる性能水準を維持しつつ、将来を見据えた運営を望むものであります。

また、各種契約事項にまだ随意契約のものがいくつかございますが、今後はできるだけ一般競争入札を行い、各種契約業者を選定するのが望ましいと思われまます。

また将来的な課題として、各地の農業集落排水への接続率が未だに伸び悩んでいるため、本組合と構成市担当課が連携し何か対策を講じることで、税の二重負担が無くなるよう要望いたします。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

○議長（岡野孝男君） 以上で、提案理由の説明及び決算審査の結果報告は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず最初に、一般質問を行います。

質問は通告の順にこれを許します。

7番・高野君

○議員（高野要君） はい、7番高野でございます。通告に従いまして何点か質問させていただきます。

まず、第1点目なのですが、議員の調査権についてということですね、質問、通告してございます。まあこの議員の調査権について、まあ皆さんも議員長くやってることですからお分かりのことであって、私がここで今質問する必要性もないことかなというところがございますけども、9月の初旬と聞いておりますけども、組合議会の中で、石岡の3名がですね、この3人と言っておきましょう、3人がですね、今日この傍聴席に来ております、まあ病気をしまして家に療養をしている、そういった中に、3名の方がお邪魔しましてね、訪問しまして、この組合議会、今あの、ここには柏山浄化プラント対策委員会というような、この地区で構成させております、まあこのプラントを造るときに、色々協議をしてきた団体がございます。その団体で、今、はっきり言いますと、政治的な決着かなんかわかりませんが、当時の市長が草刈りをやってくれよと。そしてまた、先日、前市長がですね、この架装、バキューム車がどうしても形、それがよそへ行くとちゃんと囲われて、四角になって、まあ違和感がないと、そういったものにしてくれと、そういったことがこの建物の条項、造っているときに約束に入っております、しかしながら、久保田市長は、どうしても、高野話を聞けと、ということでございまして、私がこの地区の代表としてまたお話をしました。そういった中で、政治的な話をしよう。うちでもこれ1億以上かかるんだと。皆さんに話してくれよと。10年で、10年間木の枝払いをやってくれ。それにお金を出します。というようなことで、労賃で解決しよう。私もここで架装に1億も掛けさせてもこれはね、大変な問題だと、財政問題もありますし。そういったことで、私は町内の人、地区の人たちにお話を申し上げ、納得していただきまして、それで50万というお金が付きました。年に3回、大勢でね、ここで草刈りやっております。そのお金、この160万については、頂いているわけでございますけども、この組合が、業者から金をもらっているだろうと、これは市長にも伺いして聞いてまいりましたが、そういったことで、ここにいる、後ろに傍聴者に来ております、そのお宅へお邪魔しました。そこへ行って、3名で話をしたそうでございます。そしてまた、まあ誰が言ったのかはわかりませんが、この私高野要が、このお金をまとめて使っているんだと。だから調査に来たんだと。というような、本当に、あきれてものが言えない、ここで質問するのがですね、おこがましい、いやなようなことが、この石岡市の議員がね、行いました。まあ町内の人にも、これは〇〇、そういった形でお願ひすればいいんじゃないかと、というようなお話はしたんですが、ぜひとも、この、皆さんに対し、昔は町村でやってきました。その時にこのような下世話な話は一つもなかった。そして今回このような話が出ましてですね、我々もそうですけども、この調査権、この組合議会にそういう調査権があったとしたら、これはいたし方ないことでございます。し

かしながら、我々一般議員として考えた場合に、我々が調査できるのは、98条、100条、それ以外の調査権はない。そしてこの組合議会においては、一般の選挙で推薦されているわけではございませんで、議会からの推薦でありますので、市民の調査などあり得ない。そういったことを伺ってまいりました。県の見解では、先ほど申しましたように、98条、と100条以外ありませんよと。石岡市の総務においても、それしかない。しかしながら今回、この、今この施設何十年になると思います？よく聞いてください。44年になります。44年の間にどういうことがありましたか。今のような施設じゃありません。山の中に穴を掘って生のまま流す、捨てる。川へは生のまま流してしまふ。薬品は流れて魚は死ぬ。地域の人は臭くて臭くてどうしようもなんない。今でもそうです。今でも臭いが100%消えておりますか？そのような、44年にもわたって、この地域のために、協力してくれてる方々、この地域の方々を泥棒呼ばわりする、もってのほかでございます。私は、あきらめればそれで済む。しかしながら、今後この3市、4市ですか今土浦さんが加わりましたね。粛々と、こう言う施設を、みんなで守っていく。そして地域の方々には、できるだけのことをしていく。それが迷惑施設じゃないですか。今斎場では、この迷惑施設、斎場に対してどれだけのことをしていますか？し尿処理場以上にやってるでしょう？管理者、ですからこういうことがあってはならないんです。今なぜ管理者と言いましたか、言いましたかとすると、私は管理者に、どうなんですかと聞いたら、これは議会の問題です。もう議会の問題ではない、私も議会で皆さんに説明して納得してもらおうほかない。ということで、今お話を申し上げているところです。後ろに今日傍聴たくさんおります。今までかつてないと思いますが、これ近隣の皆さんです。ずっと皆さんに協力してきた、方々です。私は、本当に他市の皆さんにはですね、いろいろお世話になっておまして、申し訳ない、いうふうに思っておりますが、地元の石岡でこういうことをやっているということは許しがたい。そこで伺いますが、管理者はこの調査を知っていたのか。田崎副市長は知っていたと言いましたが、副市長にも答弁をお願いします。地方自治法のね、議員の職務権限でこのような調査ができるのか、伺います。また、先ほど申しましたが組合議員は議会の選出によるものです。直接市民に対しての調査等はできないと判断しておりますが、管理者の見解をお伺いいたします。それで調査ができるというのであれば、地方自治法に照らし、根拠をお示し頂きたい。そしてこれは執行部に伺いますが、監査委員の権限について、現地調査はできるのか。できるとすれば地方自治法何条の何項か。できないとすれば法に触れるのか、伺いいたします。また議長の職務について伺いいたします。議会全体をまとめることが主な仕事と、議長の仕事は思いますが、議長が偏った考え、意に基づいて自分から調査は可能なのか。議長が自ら自分で出向いて、議長の職務権限について、伺いいたします。

以上執行部、管理者にお伺いいたします。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 事務局のほうから、1点目の議員の調査権についてと、監査、議長は調査できるのかということにつきましてご答弁させていただきます。

法的には、個々の議員に対しての調査権は認められておりません。あくまで「議会」の議決が必要となっております。今回、3組合議員の調査の是非でございますが、確認をいたしましたところ、東大橋地区が委託作業を抜けたかの確認のためにいったとの事でございます。事務局といたしましては、議員の活動については事務局の関与することではないと思われ

ます。

以上でございます。

○議員（高野要君） もう一度聞き取れなかったんで最後のところをお話してください。

○事務局長（笹目崇君） はい。事務局といたしましては、議員活動については事務局の関与することではないと思われ

ます。

○議員（高野要君） 事務局が関与することではないでしょうあなた、法律聞いてんでしょ。執行部が法律わかんなくて誰がわかるんですか。あなたに法律を聞いてんでしょ。あなたの考えを聞いているわけじゃありませんよ。答えなさいよ。休憩取って調べて答えなさい。何度言っても同じですよ。立ちませんよ。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 最初に説明させていただきましたが、法的には個々の議員に対しての調査権は認められていないということで認識しております。よろしくお願

いします。

○議員（高野要君） そのあとは。なに、これ議長とあれはどうなの、議長と監査委員、別々に話すの？議長と監査委員についての質問があるでしょ？これもないと判断。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 先ほどの答弁の中で、議員の調査権というところで、続きまして、監査委員、議長の調査できるのかということにつきまして、やはり議員でありますので、法的には個々の議員に対しての調査権は認められていないというふうに解釈しております。

○議員（高野要君） 管理者の見解はないんですか？管理者で副管理者に聞いてない。

○議長（岡野孝男君） 副管理者・田崎君。

○副管理者（田崎徹君） はい。

○議員（高野要君） 副管理者に聞いてないよ、管理者って言ったでしょ、あんた管理者ですか？

○副管理者（田崎徹君） 先ほど議員さんが副管理者も知っていたのかと、ご質問がありましたので、私はですね、いつの時点でどのような調査をするということは存じ上げておりませんでした。ただ議員さんの中で、事務局に決算等の資料の提出を求めている、というお話

をお伺いしましたので、議員さんに資料等の提出をするのであれば同じ資料をいただきたいということを申し上げました。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 議員の調査権についてですけれども、ただ今事務局長が申し上げましたとおり、議員に対しての調査権は認められていないというのが、地方自治法に定められております。

以上でございます。

○議員（高野要君） 管理者は関係ないですか？議会で起きたことに関しては。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君

○議員（高野要君） いやほんとにね、こういう質問をしてるのは恥ずかしいですよ。けどね、こういうね、今認められないというような見解をいただきましたけど、なぜこういうことをするのか、ずっと粛々と44年間も、皆さん何事も問題なく、いろんなことがありました。しかしながらきた、ここまで。そしてこういう素晴らしい施設ができた。そういった中で、後ろにですね、これ地区の人たちなんです。この人たちが調査権の問題じゃなくて、どうですか？業者からお金を取っているといわれた。業者ですよ？犯罪でしょうよこれ。議長、犯罪なんですよ。お金を取ったちゅうことは。そして私にも、私にも罪をかけたんじゃないですか。その金をまとめて、使ってる。たかが160万ですよ。馬鹿にしてんじゃないよ。お金の問題じゃなければいい。みんなここで何言いました？この10年間、前の市長が利口な人で、草刈りをやらせ、枝打ちをやらせ、そしてひとつコミュニケーションをとってやってくれと、枝打ちでもなんでも職員と一緒にやってんじゃないですか。一緒にお弁当を食べ、なぜそういうふうに善意的にやっている人間を、下世話なお金のことなんか言うんですか。反省しなさいよ。それでいまひとつ言いますけど、東大橋地区が抜けたからって、東大橋地区が抜けたからと言って、東大橋へ行く人いないでしょ。会長は本田公一ですよ、委員長は。抜けたからと言ってそこへ聞く。今話しありましたけど権限はないでしょうよ。どこに権限があるんですか。わけわかったこと言ってんじゃない。それと、そこに脱退と書いてありますけど、この組合から役所に脱退なんてのは届けてない。局長そうだろう？私はお金のことでなかったら言わない。けどお金のことだからここでみなさんに知ってもらうしかない。ですから、良いですよ、この問題はね、水に流しましょうよ。けど議長、あなたこの次、ですね、この施設を動かすとき、自分の地元を持っていきなさいよ。八郷を持って行きなさいよ。そうすれば、この地域の人たちが、木村市長と話をして、私はこの木村市長に頼まれて、この下の今あるところの土地もね、私が一生懸命地区の人に言って買ったんですよこれ木村さん。私はそういう手伝いまでやらされた。本来はもうここは移転すると言ってたんですよ。とこ

ろが、耐震等と考えた場合にどうしてももう移転ができねえんだと。10年かかってしまう。10年かけてらんねえ。だから高野，地区行ってみんなにそう話して来い。それでこれ出来たんじゃないですか。そういった地元の人々の苦勞，そういったことを何を逆なでしてんだ。自分にはない権限で，関係ない人には本当に申し訳ないけど，業者から金をもらってる。どこの業者だ。地区の人に頼まれたと，高野要が金を使ってる。その地区の人は誰なんだ。今ここで言いなさいよ。

○議長（岡野孝男君） 通告書に基づいて。

○議員（高野要君） 基づいてますよ。

○議長（岡野孝男君） 発言願います。

○議員（高野要君） 基づいてますよ。

○議長（岡野孝男君） 静肅に願います。

○議員（高野要君） 静肅にじゃねえよ，あんたが静肅だよ。

〔傍聴席から「てめえだよ静肅にこの野郎」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 退場してください，今言った人。退場してください。

○議員（高野要君） これどうするんですか，これ。後ろにいるけど。証人来てんです証人。証人が来てんですよ。あんたたちが行って言った。藤枝さんっていう証人来てるでしょうこれ。

○議長（岡野孝男君） 通告書に基づいて。

○議員（高野要君） 基づいてますよ。

○議長（岡野孝男君） 質問してください。

○議員（高野要君） 基づいてますよ。

〔「議長，暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議員（高野要君） こんな騒ぎでもしなきゃあんたら反省しないでしょ？

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 暫時休憩いたします。

午後3時43分休憩

午後4時06分再開

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番・高野君。

○議員（高野要君） 私はこの件ね，こんなにこうやって今騒がしくやってんですけども，わざわざ騒がしくしてないこのまま終わってしまう。地元の住民はね，まずここへきて，地元の住民の怒り，それを退場させるなど議長としてもってのほかですよ。休憩してきちんと，

お静かに願いますっちゅうのが議長じゃないですか。なにが退場ですか。地元の人に接して喧嘩を売ってたってどうすんですか？ 地元の人意見を述べますよ。今回八郷の議員さんです。ですからこの施設、この次に造るときには、これ地元の人に行ってくださいって言われてっからこれ代弁してんです。八郷へ持って行ってください。それを約束していただければ、これはこれで、良しとすると。例えばお金のもらい方もおかしいんじゃないかと。いうような話もちよっと出ましたけど、執行部、そういう話が出てますから。私座っちゃうと、終わりになっちゃうんで。執行部そういう話出てんですよ。ですからお金は不自然じゃないっちゅうのもね、皆さんに報告してくださいよ。もうこの件はねこれで時間もたってますから終わりますけど、市長ね、簡単な問題じゃないですからね。時の市長が一生懸命地域とのコミュニケーションを取りながら、次は、上さ、地元で建てさせてくれよと、だから公園を造っておくからと。そういうようなね、皆さんで肅々と来てる中、こういうことが起きてる。それは石岡で起きてんですよ市長、管理者、あなたの下で。あなたに相談なかったですか？ きちんとね、こういうところもね、管理者はしていかなきゃいけないと思いますよ、地元対策ちゅうんですよ。笹目さん。今ね、お金もらってるの、ここに管理者さんもいます。私たちは不当なお金はもらってない。今ある議員と話してたらそれがおかしいんじゃないかと。執行部のほうがおかしいと言ってますから。執行部のほうも私のほうもね、おかしいと思ってませんので。それをね説明してあげてください。私たちは不当なお金など、この地区の人はもらってませんから。こちらから請求したものは何もない。これ管理者、ちゃんとそれをね、皆さんに、ここで、お示してください。

これで私の質問は終わります。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） ただいま高野議員からご質問がございましたけれども、振り返ってみますと、44年間、この地域において、湖北環境衛生組合の施設を受け入れ、そして大変な環境に影響のある中、様々な条件の中で、この環境を保ちながら、地元の方々がご理解とご尽力の下、今日に至っているわけであります。そういった中で、高野議員さんにおかれましても、様々な形でこの湖北環境衛生組合の運営にご協力をいただいてこられましたことに対して、心から敬意を表しますとともに、今ご質問のあった件につきましても、大変申し訳なく思っております。心から陳謝したいと思っております。そして、これらさまざまな課題につきましても、私管理者としまして、これまでのことを踏まえ、原点に戻って、地域のこと、いくつかの皆様方の思いがあったと思っておりますけれども、これからよくお話を聞いて、この地域の今までのご尽力されたことに対して、できる限り、ご意見を伺い、お話をくみ取っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 私のほうから委託料についてご説明申し上げます。委託料につきましては、柏山浄化プラント対策委員会と結びまして、年に3回の作業をしていただいております。その作業の時に、1回1回作業報告書を出していただいて、その都度、申し合わせていました金額について振込を、対策委員会の委員長口座に振り込まさせていただいております。

以上でございます。

○議員（高野要君） これは2回で終わりですか？3回はできないんですね。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野議員。

○議員（高野要君） あとは臭気についてね、ちょっと、臭気と色々ですね、これ約束事がございます。本来はですね、私たちこの組合と約束事、私もこの委員会の顧問をしておりまして、ありました。しかしながら、皆さん草刈りをしたり、事務局の人と一緒に弁当を食べたりしている中で、少しのことは我慢しよう、と、財政事情もあるし、ということで今日まで来ました。しかしながら今回の盗人泥棒の話ではそうはいかない。今回皆さんと、この建設した時に約束したことがあります。そういったことはやってもらいたい。そしてまた、ちょっとここに載って、バキュームカーということでもありますけども、バキュームカー、先ほど1億いくらかかるから、それは待ってくれという話もありましたけども、まあ50万の金、その50万の金についても調べたようでありますんで、まあそういう金は要りませんのでね、バキュームカーを全部架装にさせていただければと、さように思います。

先ず臭いについてから行きます。この臭気についてでございますけども、先ほど冒頭でお話ししましたがひどいもんでございます。以前は本当に美野里のほうまでね、小美玉のほうまで臭気が流れておりまして、今でもそうです、黒い煙を出す。この山の6号国道の先まで行く。奥さんは洗濯物が干せないって言ってます。今でもそういう状況にあります。この臭気、機械で測っているそうです。そこに住んでんのは人間でございます。人でございます。そういったことを考えた時に、本当に管理者、今泉さん、あなたは臭いのことなど考えたことがありますか？160万払ってんだからいいですか？この臭気についてもですね、何にも言わないで皆さん10年来ました。しかしながら何にもやってくれません。その臭気についても、今後はですね、きちっとしてもらいたい。皆さんが臭いの問題で困らないように。ここに施設がある以上ね、このぐらいのことは当然だと、思いますんでね、この臭気について、今後どのような対策をしてくれるのか、管理者にお伺いいたします。

○議長（岡野孝男君） 所長・三橋君。

○所長（三橋信一君） 私の方からは2点目に、通告書2点目でございます臭気（悪臭）についてお答えいたします。

現在、臭気につきましては、悪臭防止法の規定により、風上・風下の敷地境界地点2箇所を

年4回、煙突1箇所を年2回、測定検査を実施いたしております。測定結果につきましては、規制基準値以下となっておりますが、バキューム車の出入りの際の臭気漏れ対策なども含め、今後も適正に対処して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 私からお答えいたします。

引き続き、悪臭防止法の規定による測定検査を実施し、臭気が漏れないよう対応して参りたいというふうに思います。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君。

○議員（高野要君） いやそうじゃないんですよ。何ていうの？何つんだ、機械じゃないんです。前のね、久保田市長の時もそうですけど、管理者るときも、その前の市長の時もそうですけど、局長がね、自分でね、歩いてね、田んぼを歩いたり、そういったことをしながらね、やってたんですよ。それは、何かと言ったら誠意なんですよ。長靴を履いて、帽子かぶってね。周りの人は田んぼへ来て見てるんです、ああまた来てくれてるな、ね。今泉市長になってから何にもないじゃないですか2年間。前の局長にも言ったですけどやらない。今度の局長もやってないでしょ？機械で測ったものと、それじゃ機械で測れば人間には関係ないんですか？そんだったらこの地域の懇談会やってくださいよ、皆さん呼びますから。機械では大丈夫でも、人が臭いと思ったら臭いんですよ。そういうことを言っちゃだめなんですよ。一度ねよくね、まあ、〇〇的にも、調査しますとかなんかあんでしょ？機械で測っとけばいいでしょうじゃないです。全然関心がないんです。処理場がここにあればいい、処理ができればいい。この迷惑施設で、デメリットがたくさんあるんです。この地域に家建てる人もいません。いや私が話してます。そうでしょ。地価も上がりません。そういうデメリットがある中でね、じゃあそこにね、今すぐこの先に家が1軒ありますが、おじいちゃんが80いくつで死にました。ずっとおじいちゃんここへ叫び続けてたじゃないですか、一人で暮らして。臭くていられない、臭くていられない、クーラーが入っていないから、網戸で寝られない。44年間おじいさん叫びつつ、亡くなりましたよ先月。そういう人のね、思いも考えなくちゃいけないんですよ、市長。染谷だけね、ダメなんですよ一生懸命見ている。処理場もおんなじですから。火葬場より処理場のほうが迷惑施設としてはレベルは高いんじゃないですか？私はここに住んでいる人は機械じゃない、だからそういったね、心の配慮っていうのが必要じゃないかなと思いますね。10年間は何度も言ってあげます、10年間はみなさん粛々とやってこられたんで我慢はしました。多少のことは我慢しましょう。けども、今、これからは、我々は、先ほど言ったようなことをね、この議会から出たんです。ですからそれほど配慮する必要はない。だからこれからもどんどんそういったことについてはやっていきたい。ですから、とにかくこ

の臭気を取り除いてほしい。皆さんが、本当にそういう心配をしないで暮らせるようにね。洗濯物も干せるように、きちっとやっていただきたいと思います。

これで臭気についての質問は終わります。

○議長（岡野孝男君） 事務局長・笹目君。

○事務局長（笹目崇君） 人間の感覚でということ、ただ今ご意見をいただきましたので、今後、職員が地域に出向きまして、臭気の確認をさせていただくようにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君。

○議員（高野要君） 3番のですね、公園の開放ということ、お伺いいたします。

この公園、出来てね、10何年ですか？ここ供用開始になった時から公園出来てます。

○議長（岡野孝男君） 3番。

○議員（高野要君） 3番ですか？

○議長（岡野孝男君） 道路です、道路整備です、3番。道路整備になります。

○議員（高野要君） え？ちょっと順不同になるかもしれません。

○議長（岡野孝男君） 分かりました。

○議員（高野要君） ごめんなさい、公園の開放についてですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

ここはですね、以前阿部助役というような助役さんがおりまして、その人と、何度か地域と協議をしましてですね、子供たちがたくさん来れるような、そしてカブトムシがね、クヌギの木に付いて、夏休みは子供たちの一つの教育の場とすんだと、というようなことで。あとそれから地域の人、地域の人が、大きな電気付いてます。夜でも明るい。地域の人たちが、ここを、自分の地域の公園と位置付けて、皆さんで大切なものにしていけるようにしようと、というようなことで、この公園ができたわけでございますけども、今どうかというと、公園の駐車場は職員の駐車場であり、公園は誰も来る人がおりません。私は、最初の位置づけが、皆さん地域に対しての公園ということでもありますから、この公園の位置づけ通り、ですね、市長さん。皆さんがね、集える、皆さんが来れるような、そういったね、公園として、そんでネーミングもついていると思いますよ。当時、前野所長というのがいましてね、ネーミングまで考えてねやってたようでございますけども、やはりやりっぱなしはダメですね。ですからここはもう公園じゃないですよとそういう位置づけをすればいいんですね。山ですと。それで職員の人もね、自分の駐車場だと思ってるから、これあそこ職員の駐車場じゃないんですよ。職員の駐車場は下に草ぼうぼうになっているあそこなんです、砂利の。そこに止めろとは言いませんけども。ですからこの地域の人たちも言ってんですよ。公園だったら公園らしくしてくれよと。当然じゃないですか？この辺についてね、管理者の答弁を求めます。

○議長（岡野孝男君） 所長・三橋君。

○所長（三橋信一君） はい。

○議員（高野要君） 三橋君じゃないよ管理者だよ。これ市長に聞きたいんだから。

じゃあ退席しちゃうよ？だって聞いている人が答弁すんでしょよ。所長って書いてあった？質問書にも。なんで、それ管理者はできないの？こんな簡単なこと。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 公園の開放についてお答えをいたします。

管理については、公園として現在利用できない状況にあるということでありますので、現地をよく確認したうえで、公園として利用できるよう、管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君。

○議員（高野要君） それでいいんでしょうよ。簡単な質問じゃないですか。この公園についてもね、やはりみなさんがね、本当に、どこでも遊ぶ場所がない、そういったことでね、子供たちを、子供たちはあそこへ自転車乗り場までぐるっと丸くね、丸く自転車乗るとこまで作ってあるんですよ。そういったこと考えてね市長さんね、他市を見て歩くのもいい。ただんだけども、ちいっと地元にもね、目配りしてください。

次に順不同で大変申し訳ないです。バキューム車の通路ですね。バキューム車の通路、これ簡単なことでございます。うちの町内ですね、バキューム車、架装してないので、それがどんどんどん横切って横断してまいります。かなり近くなりますのでね。しかしながらうちのほうの道路は狭隘でありまして、そしてバキューム車がどんどん入ってくると、地域の皆さんもやだと。そういったことで、これもですね、市長ですかね、その時にバキューム車の乗入れは禁止すると。その町内に必要なものだけと、ということでありましたが、いまだにバキューム車が入っております。やはり、皆さん、通んじゃねえやと言うとね、これ、道路交通法っていうんですか？そんなことになるというほうがね、これは負けになりますんで、皆さんも約束は約束じゃないかと、そういうことで苦慮しているところでございます。この辺のところね、なぜ徹底できないのか。この辺のところも、管理者にお伺いいたします。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） バキュームカーの乗り入れでありますけれども、従前より、業者の方へ、近道に利用するなど、不用意な地区内の通り抜けを行わないように申し入れているところでございます。今後も、そういった指導を徹底して参りたいと思いますと同時に、今後その乗入れについて、どのようなことができるか、またそういった検討も加えてまいりたいというふうに思います。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君。

○議員（高野要君） そのようなことで簡単ですよ。ここに所長もいるしね、きちっとね、早速この町内には、用がある場合には致し方ないですけども、それ以外はね、やはり大きな道路が、旧6号、6号国道ありますから、そちらをお回り下さいと言えればいいんですよ。言葉で3言か4言ですよ。それを徹底していけば私はいいんじゃないかなと、そういうふうに思います、お願いします。

あと、近隣の道路整備ですね、道路、近隣じゃない隣接ですね、字が間違えてます。隣接の道路整備、これはですね、今、ここ、この山の向こうにですね、小さい細い道があります。これは建設した時に、ここは住友重機かなんかが建設しまして、その時に阿部助役、局長もおりまして、話し合いの結果、道路をやってくれるということだったんですが、住友重機に予算がないと、いうようなことで、現況舗装というようなことで、測量はしたんですが、現況舗装で待避所を1ヶ所造ってということが終わったわけでございます。しかしながら今、逆に舗装したことによって、隣にガス会社がありまして、そすとそこのタクシー、タクシーがですね全部そこを通るようになった。そういった中で、農家ですね、トラクターとか、そういった車等々がどうにもならないと。逆に道路を舗装してもらったおかげで、農家の人は6号国道をトラクター等々で走るしかない、そういう状況でございます。ですからこれをですね、約束事でありますので、まあ、十年前、十何年前かをひも解いていただきまして、そしてですね、阿部助役時代の時でございますから、早急にですね、4メートルの確保をしていただいて、まあ側溝までつけてくれとは言いませんのでね、舗装整備をしていただけたらと、いうふうに思っておりますので見解をお伺いします。

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 道路整備についてでございますけれども、これまで、石岡市のほうと協議をいたしまして、待避所の設置をやってきたところであります。今お話がありました道路整備については、今後石岡市と協議して、道路の整備について検討を加えていきたいと、要望もしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡野孝男君） 7番・高野君。

○議員（高野要君） 検討とか要望じゃないですよ、自分のことですから。やるかやらないかでしょ？約束ですよ。検討つって後ろで言ってますけど検討でやったものはないですよ。市長ね、こういうことは市長が約束しなくても、前市長でも、前々市長でも約束してることは約束なんですよ。それを反古すれば、約束した相手方も約束じゃなくなるし、よくわかりますか？ですから、約束は検討しますっっちゃうことはないと思うんです。早急に、答弁は要りませんが、やるようにしてください。そして今、待避所、は建設部と、建設部が作ったと言いましたけども、あれは住友重機で作ったんですね。みんな道路だと建設部だと思うかも

しませんが、その道路は、住友重機がこちらの予算の余ったお金を使って造ったそうです。市長ね、市民のこと、迷惑施設だということ、10年間何にも言わないで来たんですから、真剣に考えてください。これからはどんどん言っていきます。まあ答弁いりません。

あとここにパイプラインと書いてあるんですが、まあパイプラインという名前が正しいかどうかわかりませんが、排水管ですね。この排水管がですね、いい加減もう古くなってるといふか、下のところがおそらく土が無くなってんじゃないかと、流れて。それで、そこから田んぼの人たちが水がむってしまう。これは7～8年前に川田さんていう人がいましてね、その時起こったことをございますけども、それも今までに未だに実行されていない、いうことをございますね、こういう細かいことでありますけども、そういうことにも手を加えていただきたい、まあこれは要望で結構でございます。

今日は何点か質問させていただきました。そういった中で、私が考えることは、本当に地域と一緒にやっていくのか、地域は地域だと、草刈りやらしとけばいいとか、そういう下世話な気持ちでいるのであれば、私は、今後、これは地域の言葉として代弁したとして一つ話していただければ、今度、移転するとき、と言うか建て直すときですね、これはぜひともここから出て行っていただきたい。私たちのこの地域の人たちが、ただ草刈りをもらって、泥棒扱いされることも困難でございますんでね、ですから市長ね、よく考えてくださいよ。議会で起こっていることは、管理者、ここは管理者の施設ですよ。議員の施設じゃないんです。ここの業者から金をもらっているといわれてるんですよ。最後に、市長にですね、この簡単な問題かもしれませんが、地域で起きた、詐欺事件みたいなね、お金を取ったとかとられたとか、そういったときはきちっと管理者も、議会に入ってきて、中を取って、誤解があるかもしれない、ですからきちっとしてください。市長は自分が関係しなければ楽です。けど関係するのが市長の仕事なんです、管理者の仕事なんです。今後私たちは、今の考えでおられるのであれば、絶対にこの次の建て替えの時には、この地区は賛成いたしません。今日はそのことだけを最後に言ってくれと言われましたので、地区の代弁をして私の質問を終わります。長々とすいませんでした。

○議長（岡野孝男君） 以上で通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

次に、議案に対する質疑を行うわけですが、期日までに質疑の通告はございませんでした。よって、以上で、議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

○議長（岡野孝男君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号・平成26年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（岡野孝男君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、議了いたしましたので、これをもちまして、平成27年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午後 4 時 35 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 岡 野 孝 男

署名議員 福 島 ヤヨヒ

署名議員 市 村 文 男